福岡県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則について

|  |
| --- |
| 福岡県住民基本台帳法施行細則（平成十四年福岡県規則第五十六号）新旧対照表 |

| 改 正 案 | 現 行 |
| --- | --- |
| （本人確認情報の開示請求書の提出）  第三条　（略）  ２　知事は、次の各号のいずれかに掲げる方法により、開示請求を行う者が当該開示請求に係る本人確認情報の本人であることを確認するものとする。  一　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カード（以下「個人番号カード」という。）、運転免許証、健康保険の資格確認書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって当該開示請求を行う者が当該開示請求に係る本人確認情報の本人であることを確認するに足りるものの提示を求めること。  二　（略）  ３　（略）  （条例別表第二の規則で定める事務） | （本人確認情報の開示請求書の提出）  第三条　（略）  ２　知事は、次の各号のいずれかに掲げる方法により、開示請求を行う者が当該開示請求に係る本人確認情報の本人であることを確認するものとする。  一　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カード（以下「個人番号カード」という。）、運転免許証、健康保険の被保険者証その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって当該開示請求を行う者が当該開示請求に係る本人確認情報の本人であることを確認するに足りるものの提示を求めること。  二　（略）  ３　（略）  （条例別表第二の規則で定める事務） |
| 第十二条　（略） | 第十二条　（略） |
| （削る） | ２　条例別表第二第二号の規則で定める給付金は、私立の高等学校等（高等学校（別科を除く。）、中等教育学校の後期課程（別科を除く。）、高等専門学校（第一学年から第三学年までに限る。）並びに高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第二条第五号に規定する専修学校及び各種学校をいう。以下同じ。）の生徒又は学生（以下「生徒等」という。）の就学に要する経費を負担すべき者として、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者（以下「保護者等」という。）に対して、授業料以外の教育に必要な経費の軽減を図ることを目的として支給する給付金（以下「福岡県私立高校生等奨学給付金」という。）とする。 |
|  | 一　生徒等に保護者（高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成二十二年政令第百十二号）第一条第一項第一号に規定する保護者をいう。次号において同じ  。）がいる場合　当該保護者 |
|  | 二　生徒等に保護者がいない場合　当該生徒等（当該生徒等が主として他の者の収入により生計を維持している場合にあっては、当該他の者） |
| （削る） | ３　条例別表第二第二号の規則で定める事務は、福岡県私立高校生等奨学給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。 |
| （削る） | ４　条例別表第二第三号の規則で定める支援金は、高等学校等又は特別支援学校の高等部を中途退学した後、県内に設置されている私立の高等学校等又は特別支援学校の高等部で学び直す生徒等に対して、教育に係る経済的負担の軽減を図ることを目的として交付する支援金（以下「福岡県私立高等学校等学び直し支援金」という。）とする。 |
| （削る） | ５　条例別表第二第三号の規則で定める事務は、次のとおりとする。 |
|  | 一　福岡県私立高等学校等学び直し支援金の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 |
|  | 二　福岡県私立高等学校等学び直し支援金の受給資格の認定を受けた者の保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答 |
| （削る） | ６　条例別表第二第四号の規則で定める支援金は、私立の高等学校の専攻科の生徒に対して、教育に係る経済的負担の軽減を図ることを目的として交付する支援金（以下「福岡県私立高等学校専攻科修学支援金」という。）とする。 |
| （削る） | ７　条例別表第二第四号の規則で定める事務は、次のとおりとする。 |
|  | 一　福岡県私立高等学校専攻科修学支援金の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 |
|  | 二　福岡県私立高等学校専攻科修学支援金の受給資格の認定を受けた者の保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答 |
| ２　条例別表第二第二号の規則で定める事務は、行政書士法施行細則（昭和二十六年福岡県規則第三十号）第四条第二項の規定による行政書士試験合格証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。 | ８　条例別表第二第五号の規則で定める事務は、行政書士法施行細則（昭和二十六年福岡県規則第三十号）第四条第二項の規定による行政書士試験合格証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。 |
| ３　条例別表第二第三号の規則で定める事務は、福岡県青少年健全育成条例（平成七年福岡県条例第四十六号）第二十一条第一項又は第二項の規定による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査とする。 | ９　条例別表第二第六号の規則で定める事務は、福岡県青少年健全育成条例（平成七年福岡県条例第四十六号）第二十一条第一項又は第二項の規定による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査とする。 |
| ４　条例別表第二第四号の規則で定める事務は、次のとおりとする。 | 10　条例別表第二第七号の規則で定める事務は、次のとおりとする。 |
| 一・二　（略） | 一・二　（略） |
| （削る） | 11　条例別表第二第八号の規則で定める事務は、次のとおりとする。 |
|  | 一　行政措置として生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第十九条第一項に準じた取扱いによって実施する外国人の保護の実施 |
|  | 二　行政措置として生活保護法第二十四条第一項に準じた取扱いによって実施する外国人の保護の開始若しくは同条第九項に準じた取扱いによって実施する外国人の保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 |
|  | 三　行政措置として生活保護法第二十五条第一項に準じた取扱いによって実施する職権による外国人の保護の開始又は同条第二項に準じた取扱いによって実施する職権による外国人の保護の変更 |
|  | 四　行政措置として生活保護法第二十六条に準じた取扱いによって実施する外国人の保護の停止又は廃止 |
|  | 五　行政措置として生活保護法第二十九条第一項に準じた取扱いによって実施する外国人の保護における資料の提供等の求め |
|  | 六　行政措置として生活保護法第五十五条の四第一項に準じた取扱いによって実施する外国人の保護における就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 |
|  | 七　行政措置として生活保護法第五十五条の五第一項に準じた取扱いによって実施する外国人の保護における進学  ・就職準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る  事実についての審査又はその申請に対する応答 |
|  | 八　行政措置として生活保護法第六十三条に準じた取扱いによって実施する外国人の保護に要する費用の返還 |
|  | 九　行政措置として生活保護法第七十七条第一項、第七十七条の二第一項又は第七十八条第一項から第三項までに準じた取扱いによって実施する外国人の保護における徴収金の徴収（同法第七十八条の二第一項又は第二項に準じた取扱いによって実施する外国人の保護における徴収金の徴収を含む。） |
| ５　条例別表第二第五号の規則で定める事務は、福岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則（昭和五十年福岡県規則第三号）第二条の二の奨励金の貸与の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。 | 12　条例別表第二第九号の規則で定める事務は、福岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則（昭和五十年福岡県規則第三号）第二条の二の奨励金の貸与の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。 |
| （削る） | 13　条例別表第二第一〇号の規則で定める給付金は、国（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人及び国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。）及び地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人を含む。）の設置する高等学校等の生徒等の保護者等に対して、授業料以外の教育に必要な経費の軽減を図ることを目的として支給する給付金（以下「福岡県高校生等奨学給付金」という。）とする。 |
| （削る） | 14　条例別表第二第一〇号の規則で定める事務は、福岡県高校生等奨学給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。 |
| （条例別表第三の規則で定める事務） | （条例別表第三の規則で定める事務） |
| 第十三条　（略） | 第十三条　（略） |
| ２・３　（略） | ２・３　（略） |
| （削る） | ４　条例別表第三の一の項の高等学校等学び直し支援金は、高等学校等又は特別支援学校の高等部を退学した後、地方公共団体の設置する県内の高等学校等又は特別支援学校の高等部で学び直す生徒に対して、教育に係る経済的負担の軽減を図ることを目的として支給する支援金（以下「高等学校等学び直し支援金」という。）とする。 |
| （削る） | ５　条例別表第三の一の項の高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって規則で定める事務は、次のとおりとする。 |
|  | 一　高等学校等学び直し支援金の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 |
|  | 二　高等学校等学び直し支援金の受給資格の認定を受けた者の保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答 |
| （削る） | ６　条例別表第三の一の項の福岡県立高等学校専攻科修学支援金は、県立の高等学校の専攻科の生徒に対して、教育に係る経済的負担の軽減を図ることを目的として支給する支援金（以下「福岡県立高等学校専攻科修学支援金」という。）とする。 |
| （削る） | ７　条例別表第三の一の項の福岡県立高等学校専攻科修学支援金の支給に関する事務であって規則で定める事務は、次のとおりとする。 |
|  | 一　福岡県立高等学校専攻科修学支援金の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 |
|  | 二　福岡県立高等学校専攻科修学支援金の受給資格の認定を受けた者の保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答 |
| ４～６　（略） | ８～10　（略） |